

山鹿市立三玉小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

平成30年6月改訂

令和 6年1月改訂

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であるが、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

そのため、本校教職員は、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、早期に学校組織として対応し、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組む。

また、本校教職員は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に、家庭、地域や関係機関等とも連携して取り組み、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指し必要な取組を行う。

2 いじめの定義

（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に則して）

本校児童に対して、本校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童に寄り添い見極めることとする。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、以下に示す「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用するなどして、組織的に行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【生徒指導（いじめ不登校対策）委員会】（法第22条規定の組織）	
（構成員）	※必要に応じて加わることもある。
○校長	○PTA会長・副会長
○教頭	○学校運営協議会委員
○生徒指導担当	○スクールカウンセラー
○体育部長	○スクールソーシャルワーカー
○関係者	○学校支援アドバイザー

4 学校が取り組むこと

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためには教職員は児童と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

また、熊本県教育委員会が実施する「心のアンケート」結果等によれば、いじめを受けたと感じている児童のうち、そのことを誰にも相談していない児童も多いという状況をしっかりと受け止め、本校でも相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域等が連携して児童の状況を見守り、些細な変化にも気付く感覚をもつ必要があることを認識しておく。

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

教職員が児童に寄り添い、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」姿勢をもった上で、児童が主体となる「絆づくり」を教職員が適切に支援するとともに、教職員は児童の「居場所づくり」に努め、いじめを許さない学校・学級づくりを推進する。

その際、「子どもの居場所づくり推進テーブル」をもとに、学校の生徒指導体制を改善・充実させていく。

《参考》子どもの居場所づくり推進テーブル

視点1	児童生徒同士のつながり（子どもと子ども）	キーワード「人間関係」
視点2	教職員と児童生徒のつながり（先生と子ども）	キーワード「信頼関係」
視点3	組織体としての教職員同士のつながり（先生と先生）	キーワード「一致団結」
視点4	学校と家庭、地域・関係機関のつながり（学校と家庭等）	キーワード「連携・協働」

■主な実践事項

- 授業改善による、児童が「分かる・できる授業」づくりの推進
- 縦割り班活動による人間関係づくり推進
- 児童会活動や行事での「認め合う」活動の充実
- 自ら考えたり、議論したりする道徳科を要とする道徳教育の充実
- 規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し自尊感情を高めることができる学級経営の推進
- いじめ防止等対策強化月間の設定
 - ・学級活動および人権学習での題材設定
 - ・定期アンケートの実施および教育相談
 - ・人権集会

(2) 家庭・地域との連携

いじめは、時として、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのためにも、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表することで、調査等の検証を仰ぐ。

■主な実践事項

- 定期的なアンケート調査や「いじめ発見チェックリスト（家庭用）」の配付、教育相談の実施
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、三玉校区公民館運営協議会等を活用し、いじめ問題の話題提供
- 相談窓口の周知
- 3点(起床・学習・就寝) 固定運動
- 家庭訪問、地域懇談会や学級・学校通信等を通じた啓発

(3) 教職員の資質向上

教職員は平素より、いじめの防止等に関する基本的な考え方を共有し、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応することを徹底しておく。

■主な実践事項

- 児童のストレス対処や「SOSの出し方」等、いじめの防止等に関する校内研修の実施
- 研究授業及び授業研究会等を通じた組織的な授業改善
- 学級経営や生徒指導の技法等の情報交換及び改善
- 校外研修への参加及び確実な復講
- カウンセリングスキルの向上を図り、日常的な個別面談の実施
- 定期的な「個を見つめる会」の実施
- 早期発見のための健康観察や連絡帳、生活ノート等からの情報共有

5 いじめ及びその疑いのある事案が起こったとき

いじめ及びその疑いのある事案（以下「いじめ」という。）があることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で、組織的な対応を行うなど適切に指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携した対応をする。

なお、対応は、本校の事故発生対応マニュアルに沿って行うとともに事案によっては「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省 平成22年3月）、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（調査研究協力者会議 平成26年7月）等の資料を参考に行う。

※ 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、対策委員会に報告を行わないことは、法第23条1項の規定に違反し得ることも理解しておく必要がある。

(1) 事実確認と対応策検討

- ① いじめの情報があった場合、直ちに校長・教頭に報告する。
- ② 生徒指導（いじめ不登校対策）委員会（以下「対策委員会」という。）で事実確認の内容及び方法や役割分担を確認する。
- ③ 確認内容の整理と今後の対応策立案
→事案の内容によっては、管理職が窓口となり、警察等関係機関へも相談する。

(2) 事実確認（聞き取り）上の留意点

- ① 教育的愛情と毅然とした態度
- ② 聞き取り等、事実確認は担任等が複数で緊密な連携をとりながら進める。
- ③ 児童に寄り添い、いじめを受けた児童の痛み・思い・願いを大切にして支え、励ますとともに、プライバシー保護や人権に配慮しつつ人権侵害からの回復を最優先に行う。
- ④ いじめた側の子どもには、行為を事実即し、中立の立場で聞き取りを行う。

(3) 事実確認後の対応

聞き取りをもとに直に対策委員会を開き、対応策を立案し、検討の上で実施する。

- ① いじめを受けた子どもに対して「必ず守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼感を与える。
- ② いじめた子どもに対して動機や要因・背景を探りながら、その誤りに気付かせるとともに、プライバシー保護や人権に配慮しつつ、観念的な説教に陥ることなく心に響く指導に努める。

- ③ 周囲の児童に対しては、その受け止め方に応じ各自や所属集団としてすべきことなど、適切な指導を行う。
- ④ いじめの加害、被害、どちらの保護者に対しても誠実に事実の報告と指導した内容を報告する。いじめを受けた子どもの保護者に対しては、辛い思いをさせたことに対して謝罪をするとともに、全力で児童を守り、全力でいじめを解決する旨を伝える。いじめた子どもの保護者に対しては、家庭での話し合いと相手側への謝罪を勧告する。必要に応じて、保護者会を開催する。

※保護者会を開く場合の留意点

関係の保護者にいじめの概要を報告する旨を伝えたくて開催する。必要に応じてP T A会長の出席を求める。なお、保護者会の規模（当事者、学年、学校）については、関係保護者の意向も確認の上で、対策委員会で決定する。

- ⑤ 学級等、いじめが発生した集団に対しては、学級等全体の問題であることを示し、いじめを受けた子どもの辛い気持ちを理解させる。その後、未然防止、再発防止のために自分たちがすべきことを考えさせる。
- ⑥ 関係機関等との連携を図るため、事案によっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に専門家の助言を求める。また、児童相談所等福祉機関や警察への相談、通報を行う。
- ⑦ 報道等外部機関への対応は、情報公開を原則とする。ただし、公表できる内容については当事者の了解内容や関係法令に照らし適切な対応を行う。その際の窓口は、原則として教頭に一本化する。

(4) 解消及び再発防止へ向けた対応

同様の事案の再発防止のため、いじめの背景等、当事者、学級等の集団、学校の課題を分析、整理し、対応策を実施する。

加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないとの認識で対応する。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件を満たしているものとする。ただし、これらの要件を満たしている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して、対策委員会で判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物な影響を与え行為（インターネットを通じて行われるもの含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、適切な指導を継続し、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身苦痛を感じてないと認められること。このことは、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至ってない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を果たす。対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

(5) 児童等のケア

被害児童・保護者やその他の児童等が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めるなど、可能な限り、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら支援する。また、被害児童に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行う。

6 重大事態及びその疑いのある事案が起こったとき

「重大事態」の定義（法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

なお、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

法第2号の「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、山鹿市教育委員会とも連携した判断により、迅速に調査に着手することもある。

さらに、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。これは、児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないという認識の下での対応である。

(1) 基本的姿勢

- いじめを受けた児童やその保護者（以下「被害児童・保護者」という。）の、いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いに寄り添い対応に当たる。
- 学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- 重大事態の調査は、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防

止が目的であることを認識し対応する。

(2) 発生報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに山鹿市教育委員会へ報告する。

(3) 調査の実施

対策委員会を母体とした組織により調査を行う。時間が経過するにつれて、児童はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努める。

なお、必要に応じて山鹿市教育委員会へ支援を依頼して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

(4) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

被害児童・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係の構築を図る。

調査実施前に、被害・加害児童及びそれらの保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

② 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童・保護者に対して、調査組織の構成を説明する。説明を行う中で、被害児童・保護者から構成員の職種や職能団体について要望等があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から必要と認められる場合は、山鹿市教育委員会に支援を要請する。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて目途を示すとともに、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行う。（法第28条第2項）

④ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

被害児童・保護者に対し、予め、個別の情報提供については、山鹿市個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておく。

なお、調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、山鹿市教育委員会の指導の下で決定する。また、調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認すること。

⑤ 再発防止策の検討・実施

報告がまとめ次第、同様の事案の再発防止のため、いじめの背景等、当事者、学級等の集団、学校の課題を分析、整理し、対応策を検討する。検討した対応策は、関係者に説明した後に実施する。

⑥ 記録の保存

調査により把握した情報の記録は、山鹿市文書管理規則等に基づき適切に保存する。ただ、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、5年間保存することとする。